

右及中(通)兼核也

別記

覽書

弓川奴樂館 大森日活館ノ西館従業員對同館主館ノ労働爭議ニ関シ今聞左記
條件ニ依リ圓滿解決シタル上ハ今後何等異議ナキニ付又覽書三通ヲ作成シ各
自共志通達ヲ保存ス

記

- 一 復職者 松野繁太郎ニ對シ左ノ條件ヲ制定ス
 - (1) 自輟車ノ修繕費又税金ハ館主ノ負担トス 但シ修繕費ハ走ケ月金貳圓トス
 - (2) 會場ノ場合ハ館主ニ於テ其ノ実費ヲ負担ス
- 二 従業員ニ於テ 武山次良外六名ノ解雇ヲ承認ス
- 三 館主ニ於テ左ノ條件ニ依リ退職手續ヲ支給ス
 - (1) 走ケ年勤續者ニ對シテ月給ノ參ケ月分ヲ支給ス
 - (2) 志ケ年以上走ケ年毎ニ拾五日分ノ給料ヲ加算支給ス
- 四 爭議中ノ日給ハ三分ノ一ヲ支給ス(但シ復職者ニ對シテ全額ヲ支給ス)
- 五 昭和九年八月分ノ未拂給料ヲ支給ス
- 六 爭議費用ハ金一封セウ支給ス(内容走百參拾圓)

昭和九年九月十八日

弓川區北弓川ニ丁目一ニ六

館主 大久保親太 印